

平成30年第 4 回基山町議会（定例会）会議録（第 5 日）							
招集年月日	平成30年12月 3 日						
招集の場所	基 山 町 議 会 議 場						
開閉会日時	開会	平成30年12月 7 日		9 時 3 0 分	議 長	品 川 義 則	
及 び 宣 告	散会	平成30年12月 7 日		1 3 時 3 2 分	議 長	品 川 義 則	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠 席 議 員 出席12名 欠席 1 名	議席 番号	氏 名		出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1 番	松 石 健 児		出	8 番	河 野 保 久	出
	2 番	大久保 由美子		出	9 番	重 松 一 徳	出
	3 番	末 次 明		出	10番	鳥 飼 勝 美	出
	4 番	栗 野 久 明		出	11番	大 山 勝 代	出
	5 番	久保山 義 明		出	12番	松 石 信 男	出
	6 番	牧 藺 綾 子		出	13番	品 川 義 則	出
	7 番	木 村 照 夫		欠			
会議録署名議員		8 番	河 野 保 久		9 番	重 松 一 徳	
職務のため議場に 出席した者の職氏名		（事務局長） 藤 田 和 彦		（係長） 久保山 晃 治		（書記） 川 添 紫	
地方自治法 第 1 2 1 条 第 1 項 に より説明の ため出席 した者の 職 氏 名	町 長	松 田 一 也		産 業 振 興 課 長		毛 利 博 司	
	副 町 長	酒 井 英 良		ま ち づ く り 課 長		内 山 十 郎	
	教 育 長	大 串 和 人		定 住 促 進 課 長		長 野 一 也	
	総務企画課長	熊 本 弘 樹		建 設 課 長		古 賀 浩	
	財 政 課 長	平 野 裕 志		会 計 管 理 者		酒 井 智 明	
	税 務 課 長	寺 崎 博 文		教 育 学 習 課 長		井 上 克 哉	
	住 民 課 長	吉 田 茂 喜		こども課保育園長		高 木 久 幸	
	健康福祉課長	中牟田 文 明		産 業 振 興 課 参 事		寺 崎 一 生	
	こ ども 課 長	平 川 伸 子		ま ち づ く り 課 図 書 館 長		天 本 洋 一	
議 事 日 程		別紙のとおり					
会議に付した事件		別紙のとおり					
会 議 の 経 過		別紙のとおり					

会議に付した事件

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 議会改革特別委員会の最終報告 |
| 日程第 2 | 委員会提出議案上程 提案理由説明（発議第 2 号） |
| 日程第 3 | 追加議案上程 提案理由説明（議案第48号） |
| 日程第 4 | 議案第38号 基山町課設置条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第39号 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び基山町職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第40号 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第41号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第42号 財産（土地）の取得について |
| 日程第 9 | 議案第43号 基山町民会館の指定管理者の指定について |
| 日程第10 | 議案第44号 基山町体育施設の指定管理者の指定について |
| 日程第11 | 議案第45号 平成30年度基山町一般会計補正予算（第 5 号） |
| 日程第12 | 議案第48号 平成30年度基山町一般会計補正予算（第 6 号） |
| 日程第13 | 議案第46号 平成30年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第14 | 議案第47号 平成30年度基山町下水道事業会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第15 | 発議第 2 号 基山町議会基本条例の制定について |
| 日程第16 | 委員会付託 |

～午前 9 時30分 開議～

○議長（品川義則君）

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
これより直ちに開議します。

日程第 1 議会改革特別委員会の最終報告

○議長（品川義則君）

日程第 1．議会改革特別委員会の最終報告を議題とします。

お諮りします。議会改革特別委員会の最終報告を求めたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。

これより議会改革特別委員会の最終報告を求めます。河野保久議会改革特別委員会副委員長。

○議会改革特別委員会副委員長（河野保久君）（登壇）

冒頭、木村委員長より私の携帯にメールが入りまして、皆さんによろしくということで、お伝えくださいということがありましたので、申し伝えておきます。よろしくお願いします。

それでは、議会改革特別委員会（第 4 次）最終報告をいたしたいと思います。

本特別委員会は、平成27年12月定例会において設置され、これまで29回の特別委員会を開催いたしました。

審査結果については、会議規則第76条の規定により、次のとおり報告いたします。

議会として、より町民に開かれた議会を目指すため、議会だより配布部数の増加、議会図書室の充実とオープン化、子ども議会の開催等を実施いたしました。

平成29年 2 月の中間報告以降は、議会機能の充実強化、議会運営の効率化を図るため、基山町議会基本条例作成に特化して取り組み、このたび平成30年12月の定例会に上程する予定でございます。

基山町議会基本条例の作成に当たっては、まず議会基本条例策定小委員会を設置し、平成28年 8 月から平成30年 2 月までの間に17回開催いたしました。この議会基本条例策定小委員会では、他市町の議会基本条例を参考にしながら、基山町議会で既に実行している事項を条

文化することを基本として、わかりやすい条文内容に努め、素案を作成いたしました。

この素案をもとに、議会改革特別委員会では16回にわたり条文を検討いたしました。あわせて、パブリックコメント及び議会報告会における町民の方からの意見を参考にし、基山町議会基本条例を作成するとともに、条文をわかりやすく説明した解説文の作成も行いました。

また、検討事項の一つでありましたタブレット端末導入についても、費用対効果を含めた状況を鑑みながら、今後も継続して検討していく必要があると考えております。

基山町議会においては、さらに議会改革を具体化するために審議を深め、必要な改革について順次進められるよう要望し、報告いたします。

以上、最終報告いたします。

日程第2 委員会提出議案上程 提案理由説明

○議長（品川義則君）

日程第2. 委員会提出議案上程、発議第2号の提案理由説明を議題とします。

朗読を省略し、河野保久議会改革特別委員会副委員長に提案理由の説明を求めます。河野保久議会改革特別委員会副委員長。

○議会改革特別委員会副委員長（河野保久君）（登壇）

それでは、基山町議会基本条例の提案理由説明及び詳細説明を行いたいと思います。

要点を簡略化して説明したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

提案理由といたしましては、二元代表制の一翼を担う議会の機能を高めることにより町民福祉のさらなる向上を目指すことを基本理念として、議会が果たすべき自主的かつ自律的な運営を実現するための基本的な事項を定めるため、基山町議会基本条例を上程するものでございます。

詳細については、追加議案資料をお開きいただきたいと思います。

まず、章立てを御説明いたしますと、まず前文。前文においては、基山町議会は日本国憲法に定める地方——1ページです、済みません。基山町議会は日本国憲法に定める地方自治の本旨に基づき、二元代表制の一翼を担う議会の機能を高めることにより町民福祉のさらなる向上を目指すことを基本理念として、また、町民の意思決定機関としてその機能を最大限に発揮できるよう、みずからの果たすべき役割と責務の重要性を改めて認識して、町民の負託に応えていく決意であるという、議会としての決意表明を行っております。

第1章においては総則、これは、この議会の基本条例を定める目的を定めております。

第2章は議会及び議員の活動原則、第3章においては町民と議会の関係及び連携、第4章においては町長等と、いわゆる執行部と議会の関係を定めております。

第4章はちょっと説明しておきますと、第5条においては論点、争点を明確にするため、議員の一般質問は一問一答で行うことを定め、町長等、執行部の方々は議員の質問に対して逆質問をすることができると定めております。これは、いわゆる質問等をはっきりするために執行部のほうからも質問をしていただいて結構ですよということを定めております。

第6条においては、町長が提案する重要な施策については、政策水準を高める議論を行うため、執行部に対して政策等の決定過程を明らかにするよう議会として求めることを定めております。

第7条においては、議会は予算や決算を審議するに当たって、前条の規定に準じ、執行部に対してわかりやすい説明資料を求めることを定めております。

第8条については、現在、いろいろ議決事件ありますが、基山町議会としては、基本構想及び基本計画の策定、変更、または廃止について議決すべき事件と定めており、今後、議決すべき事件についてはその拡大を図っていきたいという決意表明を行っております。

第5章においては合議機関としての議会、第6章においては議会改革の推進、第7章においては議会及び議会事務局の体制整備、第8章については災害時の議会対応について、どうしていくかについて定めております。

第9章においては議員の身分、待遇及び政治倫理、第10章においてはこの条例が最高規範であることを定めております。及び、状況が変われば見直しも行うということを定めております。

以上、簡単ではございますが、上程及び議案の説明といたします。よろしく御審議のほどお願いいたします。

日程第3 追加議案上程 提案理由説明

○議長（品川義則君）

日程第3．追加議案上程、議案第48号の提案理由の説明を議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

それでは、平成30年第4回定例議会に付議いたします追加議案について提案理由を御説明申し上げます。

今回、追加議案は予算案件1件を上程いたしております。

それでは、提案理由の趣旨について説明いたします。

議案第48号 平成30年度基山町一般会計補正予算（第6号）についてでございます。

今回、補正予算として7,502万3,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、一般会計予算は歳入歳出とも98億2,755万1,000円となります。

内容につきましては、国の平成30年度補正予算において、冷房設備対応臨時特別交付金の採択を受けましたので、基山小学校、若基小学校及び基山中学校の特別教室へのエアコン設置に伴う工事費などを増額するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

以上で説明を終わります。どうぞ御審議いただき、御可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（品川義則君）

以上で町長の提案理由の説明が終わりましたので、これより詳細説明を求めます。

議案第48号の詳細説明を求めます。平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

それでは、議案第48号 平成30年度基山町一般会計補正予算（第6号）につきまして説明をさせていただきます。

追加の議案書の1ページをお願いいたします。

先ほど町長のほうからもございましたけれども、この補正予算につきましては、国の補正予算による冷房設備対応臨時特例交付金の採択を受け、基山小学校、若基小学校及び基山中学校の特別教室にエアコンを整備するための事業費をお願いするものでございます。

予算総額に歳入歳出それぞれ7,502万3,000円を追加し、予算総額を98億2,755万1,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入につきましては、13款 国庫支出金を1,492万3,000円、17款 繰入金を3,050万円、20款 町債を2,960万円、増額をお願いしております。

3ページをお願いいたします。

歳出につきましては、10款 教育費に7,522万4,000円を増額し、予備費に20万1,000円の

減額をお願いしております。

4 ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正でございます。

学校教育施設等整備事業債として2,960万円の追加をお願いしております。充当率100%でございます。

次に、事項別明細書により説明をさせていただきます。

事項別明細書の3 ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

13款. 国庫支出金、2 項. 国庫補助金、4 目. 教育費国庫補助金、1 節. 小学校費補助金及び2 節. 中学校費補助金に冷房設備対応臨時特例交付金として、それぞれ743万5,000円、748万8,000円の追加をお願いしております。補助率は3 分の1 でございます。

4 ページをお願いいたします。

17款. 繰入金、1 項. 基金繰入金、10目 1 節. ふるさと応援寄附基金繰入金に3,050万円を増額し、財源調整をお願いしております。

5 ページをお願いいたします。

20款. 町債につきましては、第2表 地方債補正で御説明をしたとおりでございます。

続きまして、歳出でございます。

6 ページをお願いします。

10款. 教育費、2 項. 小学校費、1 目. 基山小学校管理費及び2 目. 若基小学校管理費に特別教室のエアコン設置工事に係る実施設計業務委託料と、工事請負費の追加をお願いしております。合計で4,025万円となります。

7 ページをお願いいたします。

3 項. 中学校費、1 目. 学校管理費につきましても同様に、実施設計業務委託料と工事請負費の追加をお願いしております。合計で3,497万4,000円となります。

8 ページをお願いいたします。

14款. 予備費でございます。20万1,000円を減額し、調整を図らせていただいております。

なお、追加の議案資料の4 ページ以降に、財源内訳の表と各学校ごとの施設予定の位置図を掲載いたしておりますので、後もってお目通しをお願いいたします。

以上で平成30年度基山町一般会計補正予算（第6号）の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（品川義則君）

ここで10時まで休憩いたします。

～午前9時46分 休憩～

～午前10時 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

日程第4 議案第38号

○議長（品川義則君）

日程第4．議案第38号 基山町課設置条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。ございませんか。鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

課設置条例ですね。私はこの中で、1つ大きな事務分掌の所掌事務が抜けていると思うんですよ。

資料の2ページですね、新旧のわかりやすい比較表を提示されております。

その中で、基山町が今後、喫緊に基山町役場として行政組織としての機構改革をつけ加えてほしいということで、私は前の一般質問でもさせてもらっていましたが、危機管理、クライシスマネジメント、この所掌事務が入っていないとですよ、私も探しましたが。私は危機管理というのが、災害とか、ことしの真夏の暑さの対策とか、防災関係で総務企画課でされているような判断が今まであっておりますけれども、それでは今後のあらゆる危機管理について、学校の危機管理の問題とか、疾病の問題とか、そういうあらゆる危機管理に対応した窓口を設置すべきということで提案をさせていただいたと思いますけど、今回の機構改革では、私が言うたとはほとんど聞いてもらえないと思いますけど、やはり将来に対して基山町としてのクライシスマネジメント、町民全体の災害防災だけでなく、いろんな医療過誤の問題、学校の現場の問題、いろんな問題で第一義的に対応する窓口をぜひ設置してもらわんと、今のままではどこが対応かと、組織的な危機管理ができないと私は一般質問でもさせていただいておりますけど、こういう項目、強いて言えば、私は「広報・情報管理室」、この中に広報、情報、危機管理といいますか、そういう事務分掌も含めた危機管理セクションを置くべきと思うし、町長も恐らくそういう考えだろうと思いますけど、今後のこの機構

改革には全く出ておりませんが、これは早急に、今回はもう難しいということかもしれませんが、あらゆる危機管理に対応できる第一義的な窓口の組織を設置すべきと思っています。まだ3カ月、4カ月ありますから、これは規則でもなるとは思いますけど、その辺で、来年の4月からでもしてほしいと思っていますし、こういう基本理念というのは全くなかったのかなというのが私は非常に危惧を持っておりまして、ぜひこの危機管理の第一義的な対応窓口を設置してほしいと思いますけど、町長いかがですか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

ゆっくり検討させていただきたいと思います。なぜならば、今、危機管理って、危機管理どうなっていますかという問い合わせは来ませんので、基本、それぞれの窓口のところに来ます。問題はその問題をどう共有するかだけの話なので、それは防災の委員会であったり、それから、庁議であったり、そういうのを柔軟に開いていくという、そういう体制さえつくればいいことではないかなと思う次第でございます。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

だから今後ともつからないということですね、町長は。そういう特化した窓口というのは各担当でおのおので全部やってくれと、町としての対応の体制はとらないということですね。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

危機管理の窓口というのがどういう窓口なのか、ちょっとイメージがよく、まだ今、私はわかりませんので、繰り返しになりますが、いろんな問題がいろんな窓口に入った場合に、それを急いで私も含めて庁内にみんなで共有できるようなシステムは必要だというふうに思いますので、その部分については早急に検討したいと思いますが、窓口というのは、例えば、子どものことであれば教育委員会が窓口になるだろうし、防災であれば防災が窓口になるだろうし、危機管理の窓口という意味合いが私には理解できないと言っているだけなので、全然全体を否定しているわけではなくて、窓口のイメージがつかめないというふうに申し上げ

ているだけでございます。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

私も第一義的にはおのおののセクションの窓口ですよ、当然ですね。しかし、そこだけで対応されていると大きな問題になるおそれがあるから、そのときには、それを統括した危機管理的なものを、全庁的なそういう包括した、この問題は教育委員会、この問題は保健福祉課とかで対応できますけど、そこでの対応だけでやっていると、大きな町としての対応がおくれたりするから、それについては、そういう一つのまとめた危機管理のそういうとを設置すべきということで、それはいいです、もう設置する気持ちはないということですね。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

これからさまざまな行政ニーズ、それから、問い合わせ等が複雑になってくると思いますので、全庁的にいろいろな窓口がございますので、その窓口の整理をして、どういう案件についてはどういう処理の仕方をする、そして、どういう案件についてはすぐに庁内全体に諮るみたいな、そういうルールをきちっとつくっていききたいというふうに思います。そして、そういう情報が入ってきたときには、速やかに庁内に問題意識が私を初めとした職員全員に広がるような体制をつくっていききたいと思います。それは組織ではなくて仕組みだというふうに思いますので、そういう仕組みはこれからすぐ検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。末次議員。

○3番（末次 明君）

資料の2ページ、3ページの組織機構改革の比較表を見ていただきたいと思いますけれども、役場内の仕事は課がふえたり係がふえたからといって、どこの課、あるいはどの人が、担当がやらなくてはいけないわけなんですけど、それで、熊本総務企画課長にお聞きしたいんですけど、非常にどこの課も忙しくなっておりますが、担当者の仕事量、あるいは担当係の仕事量、そして、担当課の仕事量が目いっぱいになったときに、どのように対処しなさいと

いうふうに各課には指導をしてあるのでしょうか。例えば、担当者がこなせないときには課長はどういうふうな指導をなさいますとか、係が目一杯のときは上のほうにちゃんと上げていきなさいという指導はしてあるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まず、基本的には係内の協業をしていただくようにしております。当然、係内で対応できなければ、次は課内での協業体制を強化する。最終的に、それでも非常に厳しい状況になれば、それは課を超えた形で連携をしてやっていくということになっていくと思います。職員の中での協業体制という意味では、そういった形をとらせていただいております。

特に今、今年度、特に災害も大変大きなものが来て、業務が煩雑になっている課もありますけれども、そういった部分に関しては、特にそういったような対応をとらせていただいております。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

そうしますと、担当者から課長なり係長に、ちょっと自分が大変だからということで、そういった要請しやすい組織にはなっているんですかね。それとも、自分で持ち込んでやるといって、ちょっとストレスとかもたまると思うんですが、課内的には、全体的に課長が見られたらどういうふうな感じになっていると思われますか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

それは、当然担当のほうから言う場合もあるでしょうけれども、それぞれの係長であったり、管理職である課長であったりがそれぞれの係、課内の業務を把握しながら、そういったところの指示を出しているというふうに考えておりますので、そのようにして対応して、最終的にそういった課内で非常に厳しい状況になったときには、全体で対応していくように相談をして、課を飛び越えた形で協業体制をとるという形にしております。

○議長（品川義則君）

ほかに。栗野議員。

○４番（栗野久明君）

同じ２ページ、３ページの中の機構改革の分ですけれども、今回、機構改革の主な中身は、健康増進が町民の健康の関係ですね、健康増進課を設けたということと、あとは、交通とかそういった防犯の関係で、安心・安全なまちづくりを図るということで、こちらは住民課のほうに専門係を設けるということがメインになっていますけれども、ちょっと確認の意味で。

まず、要するに、今まで３階の総務企画課が安全の部分をやっていたと思うんですけれども、１階の住民課のほうに持ってきた最大のメリットというか、そこら辺の目的ですね。それから、その課の庶務もその係がやるということになっていますけれども、そこら辺をちょっと説明いただけますか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

今回、住民課のほうに設置をいたします新設の係につきましては、これまで総務企画課のほうで防災係が担当しておりました防犯の部分と、あと、もう一つは、２階の建設課が担当しておりました交通安全ですね、こちらのほうを合わせたような形で、やはり住民の方の安心・安全という切り口の中では、そういった専門的な部署を配置すべきだろうということで新設を決定いたしました。

その中で、なぜ住民課かと申し上げれば、特に住民の方の相談が非常に多い部分でございますので、そうした中では、やはり一番役場の相談窓口というか、一番最初の受け付けである住民課の中に設置をしたほうが相談体制も充実していくのではないかとということで、今回のこちらのほうに配置をさせていただいたところでございます。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○４番（栗野久明君）

確かに相談する部分が多いと思います。今まで３階ですれば、庁内の計画とか企画をする部分がやっぱり多いでしょうし、町民の方からすれば、３階まで上がるというのが非常に難しい方もおられるでしょうから、いいことかなと思っています。

今後ですけれども、具体的に町民の方はここに来れば、そういった悩み事とかお願い事と

かというような窓口は1階のあの部分でやるということによろしいんですか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

はい。町としては、総合的なそういった相談窓口にしていきたいというふうには考えておるところでございます。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

あとは建設課、災害で非常に忙しい、一番厳しい部署というのは昨日の一般質問の中でも町長から説明がありましたし、確かにそうだなと。その部署の部分のを少し軽減できるかなという気がしますけれども、具体的にカーブミラーをつけてください、そして、具体的な話になってつけようとなったときの動き、また、それを設置する仕事ですね、これは建設課じゃなくて、今度そこが受け持つということによろしいんでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

例えば、カーブミラーを設置する場合に、町民の方の要望からすれば、町道の場合もありますし、国道もあれば県道もあるということで、そういったところの相談を受けてそれぞれのところと協議するのは、今回設置をするくらしの安心・安全係が行ってまいります。

建設課のほうは町道管理者でもございますので、当然そちらとの調整といいますか、打ち合わせは出てくると思います。そういった業務は建設課のほうには残りますけれども、それはあくまでも道路管理者としての判断ということになります。

それと、工事に関しては、庁内統一的に今のところ建設課で行っておりますので、その部分については従来どおりという形で対応させていただきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

所管ではないので、今のところでちょっと聞きたかったので、かぶせて質問するわけでは

ないんですが、先ほど今まで総務企画課と建設課で担当していたところを、ここを窓口としてということでしたけど、要は、窓口ということは専門的なことはすぐには答えられませんよね。ということは、一回お尋ねの件はこちらで承りましたと。それから結局協議をするわけですよね。担当課、先ほどの道路管理者としては建設課のほう、あるいは防犯関係でしたら今までやっていた総務企画課のほうということの認識ですよね。ということになると、逆に回答は……勘違いでしょうか。ちょっと済みません、そこをお願いします。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

あくまでも業務を今回、住民課のくらしの安心・安全係に移しますので、そういった交通安全に関する業務、それから、防犯に関する業務は主体的にこちらのほうが行っていきます。

先ほど申し上げたカーブミラーの設置の件で申し上げますと、設置したほうがよいという判断を住民課のくらしの安心・安全係がしたときに、どこにどういった形で設置するかというところの協議は建設課のほうに必要になるということでお答えをしたところでございます。

○議長（品川義則君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

私は先日から建設課のほうに交通安全というか、暮らしの安全にかかわることでお尋ねに行ったりはしていたんですが、これが住民課のほうにくらしの安心・安全係とタイトルが出て、町民の方がここに来て相談をして、ある程度回答がいただけるというふうに、じゃ、認識をしてよろしいわけですね。今までの課が変わってこっちに来たということは、ある程度専門知識も含めて、ああ、こういうことですよという……ですね。そうじゃないと、住民の人が逆に、相談に行ったのに何かよくわからんでから、結局どこそこの課にこのことはともし言われたとしたら、何のための機構改革かわからないですね。

じゃ、これはとりあえず専門的な知識を持った方が係として来るから、ここである程度の内容はもう相談をすれば、特殊な部分のはのけてここで解決をするということの認識で町民の方にお尋ねがあったらお伝えしてよいということですね。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

はい、そのとおりでございます。業務そのものをそちらに移行するということでございますので、そういった理解をいただければと思います。

あわせて、当然12月にこういった上程をさせていただいて、今後、御承認をいただければ4月の実施でございますので、実施に向けて周知のほうは行っていきたいと考えておるところでございます。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

うちの所管という形ですが、委員会付託となっておりますけれども、ちょっとここで担当課長がいらっしゃいますので、お聞きをいたします。

こども課の部分で、いわゆる子育て支援係をこども未来係に変更するんだということなんです。子育て支援に関することは新たに新設する健康増進課の子育て包括支援係に一本化していくというふうな形が出ておるけれども、これは佐賀県にあわせてですというふうな説明なんですけど、ちょっといまいまいちわからないんですよ。こども未来係と。そういう点で、何がどのようにこれで変わるのか、御説明をお願いします。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

今回、こども課の係名が変わったからといって、大きく係の業務が変更になるわけではございません。今回変更をさせていただいたのが、今回、健康増進課の中に子育て包括支援係というのを設置いたします。そして、こちらのほうが子育ての相談に関する業務を一体的に行っていくということで、これまでこども課にありました子育て支援係と名前が非常に区別がしづらいといったことで、あくまでも子育て世代包括支援センターを担当するほうにそういった係名をつけておいたほうがわかりやすいだろうということで、今回については、こども未来係というのが、佐賀県のほうでこども未来課というのが所管している業務を担当しておりますので、そちらにあわせさせていただいたというところでございます。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

内容を聞いても、業務の内容的には変わらないということなんですね。そういうことで、今回——私が勘違いしていたのは、私は健康増進課でも子育てに関するワンストップ窓口として包括支援センターができたから、そちらに集中させるということで、子育て支援に関することは、もうこども課でしないというふうに受けとめたんですよ。これは未来係という、こどもの未来に何なのかなというような感じがしたので、内容的には、ただ間違いやすいのという形ですね。そういうふうに受けとめていいですね。はい、わかりました。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

基山の役場に来て、例えば、新しくぱっと来ると、普通の庁舎なんかだと総合案内所みたいなのがありますよね。例えば、こういう相談をしたいんだけど、どこに行ったらいいんですかとか、そういうような窓口が大体どこの役場に行っても、庁舎に行ってもあると思うんですけど、基山の場合はどこに行けばいいんですか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

平成10年にこの役場が完成し、一番最初に、やっぱりそういった部署が要るだろうということで、インフォメーション的な箇所を設置した時期もございました。そういった中で、実際問題として、結果的に言うと、そう需要がなかったといった部分と、そもそも、うちのほうは住民課の住民系のほうが総合窓口としての機能も持っておりますので、そちらのほうにお尋ねをいただいて御案内をさせていただいているという部分もありましたので、現在のところ設置はしていないところでございます。

これは毎回機構改革を行うたびでございますけれども、その部署の案内板については、きちんと更新をしながら、御案内できるようにという形では心がけておるところでございます。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

きのう、住民課がやっているのかなと思ってちょっと住民課の窓口に行ったら、住民課と

書いてあるところに「受付」としか書いていないんです。何の受付かわからないんです。

「総合案内」とかなんとか一言ちょっと入れておいていただくと、例えば、これから高齢者の方だとか、いろいろ住民の方というのは、こういう問題なんだけれども、どこに行ったらいいんだろうとかいうのがわからないんですよ。だから、住民課の下に「受付」みたいな感じじゃなくて、「総合案内」みたいなことを一言入れておいてもらうと、もうちょっとわかりやすいんじゃないかなと思うんです。それから、新規に新しく基山町に来られて、こういうことも相談したい、ああいうことも相談したいといったときに、ちょっとあの体制じゃ、どこに行ったらいいのかなというのがわかりづらいような気がするんですけど、その辺をもう一工夫していただけるようお願いしたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

受付の部分については、少し工夫をさせていただきたいと思います。

あと、場合によって、機構改革の折に臨時職員だとかを雇って少し案内をした実績もありますので、そういった部分ございましたら、少し検討させていただければというふうに考えておるところでございます。

○議長（品川義則君）

ほかに。大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

松石信男議員と同じような流れで、私も所管なんですけど、こども課から子育て包括支援係のほうに行ったのと名称が変わったということで、大変わかりづらい。子育ても終わっているから余計なんだろうけど、若いお母さんたちも本当にこれでわかるのかなと思うんですが、今回、健康福祉課のほうに子育て包括支援係が行って、重複しますが、こども課にこども未来係とこども家庭係が創設されていますけど、内容を見ますと、子育て支援係のほうの部分がほぼほぼこども未来係になっていますよね。そして、こども家庭係のところの部分もほぼこども家庭係にはなっているけど、(2)の児童福祉に関することの要保護児童が子育て包括支援係に移動した。

とにかく内容を見ていると、子育て包括支援センターのところ、要するに何を目的としてしていくのか。内容を見ますと、母子保健事業、母・父子福祉に関すること、ひとり親家

庭医療費に関すること、要保護児童に関すること。これで全て包括支援がやっていることだとは言わないんですが、若い世代が、これをどちらとどちらに御相談に行ったり手続きしたりしていいものか迷うんじゃないかなという思いがすごくしますけれども、そこら辺の上手なすみ分けから、町民にわかる、そういうところは今後検討されるとは思いますが、その辺をどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

今回、子育て世代包括支援センターのほうにこども家庭系のほうから要保護児童に関することということで、ひとり親等の業務のほうを移管したわけなんですけれども、そもそもこちらの子育て世代包括支援センターのほうでは、母子保健を含めたいろいろ子育て施策のワンストップ窓口ということで、最初に配られた施策に関して来られた方は、こちらのほうに来ていただくと。その中で、やはり一番行かれる方が、子育て世代に関して一番悩みとか課題を持っているであろうというようなひとり親施策ですね。今もこども課に来られたときに、ひとり親の方はひとり親医療とかで来られるんですけれども、結構受付だけではなくて、いろいろな相談をされて帰られますので、そちらのほうに業務を、そういう考え方で、新しくできる課のほうに要保護児童、ひとり親に関する児童のほうは移しております。そちらのほうで母子保健も含めたところでいろいろな子どもの問題、今出てきておりますけれども、そういうところは担っていくことにしておるところです。

こども課のほうは引き続き保育所とか子どもの医療等残りますので、施策的なものですね、今もいろいろ独自の事業、4歳児健診等々やっておりますけれども、そのような施策的な事業というのは引き続きこども課のほうでもやっていきますし、また、そもそもこちらのほう、保育所を建てる時に、基山町全体の保育をどうしていくかというところで基山町保育所整備基本構想というのをつくってございまして、それに基づいて、今、保育所整備とかいろいろやっているんですけれども、その中で、子育て世代包括支援センターと新しくできる基山っ子未来館のほうで、場所も近くなるので、この2つが連携して、ほかのいろんな機関とも連携しながら基山町の子育て支援の拠点を図っていくというような位置づけにしておりますので、その一環として今回、要保護とかひとり親に関する業務のほうを新しくできる課のほうに子育て世代包括支援センターのほうに持ちますので、そちらのほうに業務を移すというこ

との案で上げております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

そういうことで、どちらかというと、ひとり親世帯とか要保護児童の福祉に関するところをまとめて、この子育て包括支援係のほうに業務を持っていくということで理解していいですね。そういうところを、ぜひこれからも町民の方に周知できるようにお願いします。

○議長（品川義則君）

ほかに。重松議員。

○9番（重松一徳君）

所管ですので、基本的なところだけ伺います。

小森前町長も機構改革をずっと行う中で来たんですけれども、小森前町長のときの機構改革は、整理縮小していくんだと。人口が減少し、それに伴って職員管理係数もふやしていく中で、課設置条例の考えは整理縮小だったんですね。

しかし今、今回もそうですけれども、松田町長は整理縮小じゃなくて細分化。細分化する中で課及び係をふやしていくというふうに少し変わってきておるんですけれども、小森前町長が課設置条例で課を減らすときに、管理職であった課長が課を減らした関係でポストにつけなくなったと。そのつけなくなった課長を降格させるわけにはいかないからということで参事職をつくったんですね。保育園長を参事職につけるという中身でした。ですから、そのとき小森前町長は、この参事職の保育園長が退職したら参事職は廃止しますよという中身でした。しかし、議会からは、いや、きちっと今から先、保育園長、いろんなポストに責任ある人たちには管理をさせなければならないという形で、参事職を残せという形で参事職を議会のほうから求めて残してきた経緯があるんですね。その経緯の中で、今でもこうして室長及び図書館長、そして、保育園長は参事職として残っております。その参事職の管理職手当を今回見直しして、総務企画課長は違いますけれどもね、あと、課長と参事職は同じ管理職手当に今回なっているわけです。

そういうものと考えると、今回、ポストを14課4室45係とされますが、18の管理職が今と全く同じ体質になるんですね。そうすると、小森前町長のときには、課を減らす中では、横断的にかついろんな課が協力してやっていくんだと、そのときも協働という言葉の小森前町

長は使っていましたけれどもね。そして、松田町長に私が聞いたときには、それよりも専門的な部署、専門的な職員をつくっていきたいと。その中でしたいというのがあったというふうに私は思っておるんですけれども。

そういう中で、一つは、質問ですけれども、今、課体制でしていますけれども、これだけ課及び室がふえてくれば、部体制も検討したほうがよりうまく回るのではないのかなというのが1点です。基山町の課じゃなくて部課長制というのもやっぱり検討しなければならない時期に来ているのではないのかというのが1点。

もう一つは、これだけ係を細分化すれば、すればするほど、そこに配置する職員については、1人の職員を充てるだけじゃいきませんから、どうしても職員が足らなくなるのではないのかというふうなことも思ったりしますけれども、これは来年度の職員の環境になりますから、少し基本的なことだけを伺いますけれども、この辺について、基本的なところですが、町長の考えをお聞かせください。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず、20年前とか小森前町長の時期、ちょっと前まで等々、状況がすごく、やっぱり社会が複雑化してきている感じがしますね。例えば、ひとり親なんて昔はそんなにいなかったんじゃないですか。どんどん難しくなっているんで、それに対応するためには、組織をやっぱりフレキシブルに変えていかなければいけないと思うので、将来的に言うと、参事とか課はもっともっとふやして行って、どこかの段階で部制にしなければいけないときが来るかもしれませんけど、まだ今は全然想定はしていませんけど、そういう時期は来るかもしれませんですね。

それから、職員の案については、今度、4月にもちょっとふえるんですけれども、それは一般職員というよりも専門職員、例えば、保健師もふやしているし、それから、保育士もふやしているし、そういったところの人数も全部入れた形なので、一般職員でいうと、決してどんどんふやしていつているわけではないので、そこはやっていきながら、減らすべきところは減らしていきながらやっていくということになっていくと思います。

ただ、そういう専門的な技能を持った職員というのは、これから特に保健師さんとかいうのは、やっぱりどんどん今、ずっとふやしていつているような、そういう状況なので、そこ

らあたりは一般職員とは別にぜひ考えていただければいいなというふうに思っているところ
でございます。

まとめると、今の段階で部は全く考えておりませんが、これからまた複雑な社会情勢とか
いろいろ考えていくと、課の体制を変えたり参事とかを変えていく中で、部を設けたほうが
いいという時期が来れば、そういうことを考えないといけないのではないかなというふう
に思うところでございます。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第38号に対する質疑を終結します。

日程第5 議案第39号

○議長（品川義則君）

日程第5．議案第39号 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及
び基山町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行
います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第39号に対する質疑を終結します。

日程第6 議案第40号

○議長（品川義則君）

日程第6．議案第40号 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改
正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第40号に対する質疑を終結します。

日程第7 議案第41号

○議長（品川義則君）

日程第7．議案第41号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正についてを議題

とし、本案に対する質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第41号に対する質疑を終結します。

日程第8 議案第42号

○議長（品川義則君）

日程第8．議案第42号 財産（土地）の取得についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

ここは所管じゃないのでこの場で質問させていただくんですが、質問することは細かいことなんですけれども、資料の40ページですね。

財産（土地）取得予定箇所図ということいただいていますけど、本当細かいことで申しわけありませんが、この黒い枠の中にぽこっと766－4という地番がありますけど、これを買収はされていないんですよ。

○議長（品川義則君）

高木こども課保育園長。

○こども課保育園長（高木久幸君）

ここの部分につきましては、土地のほうが堤の土手の部分でございまして、これが昔でいう水路等の公共施設用の土地でございまして、この部分を国のほうから管理を移すという法律改正がございまして、その部分を動かしたという形で基山町のほうにしておりますので、この部分については買収はかかっておりませんけれども、このまま基山町の用地として使わせていただく形になります。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

ちょっとその説明の中で、私がなかなか難しい——要するに、管理が基山町に法改正されたということで、しかし、この土地自体は払い下げ、それとも国のものですかね。町の——公共施設だったら、それは払い下げはできないの。

○議長（品川義則君）

酒井副町長。

○副町長（酒井英良君）

私のほうから説明をしますと、これは法定外公共物といいまして、水路とか井戸については地方公共団体で譲与を受けることになっておりますので、この分については、そういう制度が変わった時点で基山町の所有になっておりますので、現在、この部分については法定外公共物ということで基山町の名義に既になっているということでございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

じゃ、今度の建設においては、ここは土手とおっしゃいましたけど、別に障害にはならないということでもいいんでしょうか。

○議長（品川義則君）

高木こども課保育園長。

○こども課保育園長（高木久幸君）

この部分については障害にはなりません。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。重松議員。

○9番（重松一徳君）

これは平成30年度の当初予算で土地開発公社から買い取るということで予算をつけられて、今回、こうして議会の議決にかけられている部分でもあるんですね。

私が本当にここの土地が新しい保育園の用地として適切なのかというのを申し上げてきたわけですが、今、少し切り開かれて、よく見通しができるようになったので、改めて私もあそこを見させてもらいましたけれども、やっぱりどうしても周りから見るとすり鉢状なんですね。逆に言えば、すり鉢状であるから空気の流れがよどむ場合もあるし、水はけが悪くなるという形で、前からここは水はけが悪いし、湿気があるんだというのは言われてきたわけです。

そういうような用地を改めて今回資料で見ると、それこそ766-2は昔はため池だったんだというふうになっています。ああ、そういえば下に水を使うためには必ずそういうため池とかなんとかが必要なときもあったんだなと思いながら見ていたんですけども、それが原

因で湿度も高かったのかなというふうに思います。

今回、工事費として5億9,000万円組まれておりますね。そして、建設工事に5億4,000万円、外構工事に5,000万円組まれておりますね。そうすると、ため池というのは土壌改良ないし地質調査をしないと、その後の建設したりいろんな部分で支障を与える土地ではないのかというふうに思うんですね。私もこういうため池等の埋め立てたりする部分で自分でもしたことがあるんですけども、やっぱり土壌改良は大変ですね。こういうところまで含めて今回、工事費の設定をされて、そして、議会の議決、工事費を含めて出されているのか、改めてもう一度伺います。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

先ほど工事費の関係ですので、私のほうから回答させていただきます。

議員おっしゃるように、地質調査も行います。そして、それに対応する必要な湧水処理等の施設も行うようにも計画しておりますので、そういったものを含めた予算でお願いをしております。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

改めてやっぱり考えなければならないというふうに思っているのは、この土地を今から先ずっと子育ての拠点として使っていくというときに、本当にこの土地がいいのかというのは、これは決まったからじゃなくて、やっぱり今もう一度考えるべきではないのかとずっと私は思っているんです。なかなかこれについて、私も保育園の保護者の方とか何人か話をさせてもらったんですけども、自分の子どもを預けるとときにはやっぱりいろいろ考えるけれども、もうあと1年で終わりとかいう人もいるし、小さい子どもについては、まだ建物も建っていない、ただ土地があるだけですから、そんなにこの場所が本当にいいかというのをなかなかわからないと、判断できないという人がほとんどなんですね。町長は、いや、この場所が本当に一番最適なんだと、役場も近いしというふうに言われていますけれども、それが私は余り保護者の方、町民の方には伝わっていないんじゃないのかと、今でもやっぱり思っているんですね。

だから、そういう中で、今回、私たちがこれを議決すれば、逆に言えば、予算を組んでいきますから、これで全てが動くんですね。この議決がなかったら進まないけれども、この議決をすれば進んでいきます。その中で、私はもう一度やっぱりじっくりといいたいでしょうか、やっぱり考えるべきじゃないのかというふうなことを思うんですけれどもね。いや、そういう心配はないんだと言われれば、もうあれなんですけれども、町長どうでしょうか、何らかのやっぱり私は町民に対してもう一回きちっとこういう私が今言っているような不安とかも、いや、そういう不安はありませんと、きちっとやっていくんですというのを、もう一回私は町民の方に周知させるといいたいでしょうか、そういう努力をしなければならないと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

精いっぱい努力させていただいたつもりなので、あと何をすればいいのかというのがちょっとよくわかりませんが、いろいろなところところで、例えば、意見交換会20カ所で行ったときも、必ず新しい町立保育園は役場の横に建てますというお話はどこでもしておりますので、まだそれでも足りないということであれば、それはいろんなところで何か挨拶する機会があったら、ずっとそれを繰り返すようにしたいと思います。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第42号に対する質疑を終結します。

日程第9 議案第43号

○議長（品川義則君）

日程第9．議案第43号 基山町民会館の指定管理者の指定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。栗野議員。

○4番（栗野久明君）

基山町民会館の指定管理者の問題ですけれども、まず、今審査しないといけないのは、選定事業者が西鉄ビルマネジメント株式会社と西日本企画サービスの共同事業体ということで、

それは過去5年間ですか、やっておっての実績を持って、なおかつ今回の評価点ですかね、評価する審査結果を添えての審議となるんですけれども、確かに細かい視点で審査の表ができて、内容も中身もありますけれども、合っていると思うんですけれども、継続してなった場合に、やはり過去5年間の評価というか、そういったものもあってもいいんじゃないかなと。こういうところがよかったとか、あってもいいんじゃないかなと思うのと、それと、こういった比較表で全て点数が西鉄ビルマネジメントと西日本企画サービスの共同事業体がほとんどのところがすぐれているという点数になっています。

通常、いろんな企画評価をしたときに、どこかがすぐれていてどこかがあれで、ある程度出入りがあるような気がするんですけれども、何でこうなるのかなと。それは点がよかったからと言えどもそれまでなんですけれども、それぞれの総合評価としては、こことここから比較評価ができるというような評価があってもいいんじゃないかなと。もし全部すぐれているのであれば、すぐれた面をコメントを出して行って、最終評価をしたいのであって、そんなものがあるのもいいんじゃないかなと。それが議会に訴える書類としてなるんじゃないかなと。中身にはいろんな提案書、40ページぐらいの提案書がありますので、細かく見て私どもが中身をチェックしてというのはなかなか難しい面もありまして、そういった評価の仕方というか、そういったのは考えられないんですかね。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

そちらにつきましては、基本的に、やはり今回3社の事業者さんから提案をいただいてプレゼンテーションによる審査を行いまして、その結果がこちら資料に出させていただいているような結果になっているところでございます。

追加資料で出させていただきました議事録及びその次の提案内容の提示という形で、やはりこういった点を含めて評価をさせていただいているところでございます。

やはり審査会の中でも、ここの指定管理をする目的にしましては、町民会館の目的である文化の施設としての役目を果たす、それから、住民さんたちの使いやすい施設を運営するということを目標に指定管理をしておりますので、こちらの目的に沿った形の提案というのが的確に提示をされ、なおかつ今回、指定管理者として提案させていただいているところは、過去の実績においてもきちんとした実績を残しながら、なおかつ、それを上回るようなまた

提案をしているというところでの内容を評価しての審査結果になっているところでございますので、そういった内容での今回の資料の提案という形でさせていただいておるところでございます。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○４番（栗野久明君）

確かに審査されているわけですから、審査がどうのこうのと言っているわけじゃないんですけれども、その結果を報告する、または、要するに訴える書類としては、比較表でも数字だけでぼっとなっているだけじゃ、もう少し説得力のある資料にしてほしいなと思ったのは、審査会でつくった審査会のほうのコメントがついている、横長のこういった内容のものを出した結果であって、特にここのこういった面がすぐれているとか、そして、(2)はやられた業者の実績があって、利用者も順調に増加していくという、町の期待としてもそれに十分応えられておるとか、そうした評価があってもいいんじゃないかなと。今回のあれも含めて、今後の選定でも、単純に一覧表の数字だけだと、ちょっとわかりにくい面があるなと思ったのと、あと、共同企業体ですから、当然２つの業者がやっていますから、人事面の問題はこっちのほうに得意とか、管理の問題はこっちに得意とかという、合わさりますから、企業体のほうがいいのかないかなという気もしますし、そういった面の評価が入ったものに、今後のほかの部分でも考えてもらえないかなと思ってお聞きしたところです。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

栗野議員がおっしゃる、何というのか、雰囲気というか、お気持ちはよく私もわかって、私は審査に一切タッチしていないんですけれども、今回、５年前までやっていた創健サービス、そして、今の現職の西鉄BM、そして、合宿所を今、指定管理しているサンアメニティと、そういう意味じゃ、いいところが３つ出てきて、私としては、審査の結果はもっと競るかなと思ったんですけど、圧倒的なんですよ。だから、やっぱり現職が強いということと、やっぱり西鉄グループがいろんなところでやっているという、今やっている数とか、これをじゃ、ほかの方法でも審査するのは非常に難しいと思うので、お気持ちはわかるんですけど、多分、例えば、今のままの状態が続いていくと住民の方からすごく不評があるとか、そうい

うことがない限りは、どうしてもこういう形になるのかなというのが正直な率直な感想なんですよね、審査の結果を見てもですね。だから、そういう意味では、お気持ちは非常にわかるんですけども、わかった上で、この結果もぜひ御理解いただきたいなという、そういうことなんですけれども。

○議長（品川義則君）

審議途中ですが、暫時休憩します。

～午前10時56分 休憩～

～午前10時56分 再開～

○議長（品川義則君）

会議を再開します。

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

町長の気持ちもわかりますし、この審査の内容について言っておるわけじゃないんです。要は、町長が言われましたように、圧倒的な差が出た部分、そこら辺の部分の気持ちというか、評価というのが書類にもあってもいいのかなと。要するに、議員に訴える資料としてあってもいいのかなとちょっと個人的に思ったもので、意見させていただきました。

○議長（品川義則君）

資料請求はいいですか。（「資料請求はよか」と呼ぶ者あり）今言われたことは求めなくていいですか。（「評価の中身はわかりますから」と呼ぶ者あり）最後の資料だけでいいですか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

ほかに。河野議員。

○8番（河野保久君）

僕はいつも指定管理者の選定を行うときに、指定管理者ありきではないですよ。本来ならば町で管理する、だけれども、いわゆる公共施設としての目的を達成するためには指定管理者を置くこともできるということですよ、法的にはね。

今回、指定管理者のほうを置こうという、その辺の目的というか、その辺の話し合いというか、庁内で検討はされたんでしょうか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

9月議会で債務負担行為を行わせていただいて、まず、その時点で指定管理者の募集を行うというのを提案し議決されたところですけど、その中でも、やはり今、議員おっしゃるように、直営にするのか、それとも、また今後も指定管理で続けるのかというのは議論させていただいて判断をしたところではございます。

やはりその中で、直営でやるよりもサービスが向上しているということ、それと、やはり適宜な技術とか知識を持ちながら、よりよく施設の運営をなされているという実績をもとに、やはり直営でやるよりもサービスが向上しているというのを踏まえて、今後もやはり直営よりも指定管理者でやったほうが住民サービスの満足度が高まるという判断のもとで、今回、提案をさせていただいているところでございます。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

要は、検討されたという判断でよろしいわけですね。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

はい。そこは十分判断した上での今回の提案でございます。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。末次議員。

○3番（末次 明君）

栗野議員に関連するんですけれども、46ページの指定管理者選定審査基準表に基づく審査結果なんですけど、指定管理者となられる予定の候補であります西鉄BM・西日本企画サービス共同事業体の70.8が高いかどうかというのは、私のほうもわからないんですけれども、この内容の(1)利用者への対応から(5)管理に係る経費の縮減というのが各20点配点になっております。これは審査委員の平均点ということなんですけれども、ほかの1から4に比べて5の管理に係る経費の縮減が、これは体育施設にもやっぱり同じことが言えるんですけど、極端に点数が低いんですが、これは何か要因があるんですか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

これはうちのほうで資料で上げさせていただいております上限額に対して、どれぐらいの比率でこちらの提案として金額を出されたかというところで、それで減額をされた割合の比率によって点数をつけておりますので、ゼロであると20点になるんですけども、そういうことはあり得ませんので、この中でいきますと、点数が低いというのは、金額の提示部分を見ますけれども、そこまでウェートを、逆に提案内容にウェートを置いているというところで、全体としてはこういった低い点数になっているところでございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

そうすると、契約者のほうでも、もっと経費の縮減を求めていくことはできるわけですかね。契約者には。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

今回資料を出させていただいている中にも、収支予算書というのをこちらの事業所が出されておりますので、議決をいただければ、その後、再度、基本協定の締結のほうをまた進めますので、その中で再度中身のチェックをしながら協議の上で行っていきますけれども、基本的にはこちらの金額での意見という形になるかと思います。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

あと、この指定管理の基準表がいつも低いのであれば、基準表そのものを見直していくということもあるかと思いますが、その辺は考えられないんですか。例えば、大体合格点である十五、六点というのがつくじゃないですか。それがつくような形の基準表の見直しとかいうことはできないわけですか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

これは、基山町の指定管理者の選定の中の基準表を全体としてこういった形で構成しておりますので、それについては、今後、検討させていただきます。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。久保山議員。

○5番（久保山義明君）

本来ならば債務負担行為のときに私も聞けばよかったんですけども、やはり経年劣化というのがどんどん進んでいるわけですね。その中で、やはり、例えば、スポットライトを含めた電球の問題とか、あと、さまざまな修繕費の問題がある中で、私はこの指定管理料約3,700万円ですけども、この修繕費の分担の比率をそろそろ見直す時期に来ているんじゃないかなと思うんですよ。でないと、やはりフレキシブルな対応がなかなかできていないんじゃないかなと。

要するに、今100万円ですかね。100万円以内と100万円以上で多分、分担比率を行っているとと思うんですけども、その枠をもうちょっと変えていくべきではないかなというふうに考えるんですけど、そのあたりのお考えをお聞かせください。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

これは、現在の指定管理費の中では、修繕費は100万円を自由に必要に応じてしていただくという形にしていますが、今回、積算の中では、これを200万円に増額させていただいて、その中で必要な部分は修繕をしていただくと。これ以上ふえるようになれば、また再度協議をするということ——今は総額で修繕費を向こうでやる分が200万円ですけども、1件当たりの額は、やはり100万円まで（352ページで訂正）は向こうで持ってもらって、それ以上超えた場合は、協議をしながら必要に応じて修繕をしていくという形で考えていきたいと。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

ちょっと今の説明がわかりにくかったんですけども、1件当たりの修繕が100万円以内か100万円以上かということはこれから先も変わらないということですか。私はそこを見

直したほうがいいんじゃないかというふうに思っているんですけども。（「1件当たりと全体を分けてちゃんと説明をしてください」と呼ぶ者あり）

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

申しわけございません、訂正させていただきます。

今、1件当たり、1つの修繕が50万円までは向こうの判断の中でやってもらいますけれども、それを超えるようであれば、そこと協議をして修繕費に応じて判断をしていると。全体としては、これまでは100万円の修繕費としてうちは指定管理費の中に予算としては見えていた分を、今回は200万円までの範囲として、指定管理者が独自で修繕できるものとして、総枠として200万円分は見えているというところでございます。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

50万円に訂正されましたけれども、私はこの50万円をそろそろ見直す時期に来たんじゃないですかというふうな質問をさせていただいております。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

町民会館全体としては、建物も20年を過ぎましたので、やはりいろんなところで修繕が必要な部分が少しずつ出てきているのは現状でございます。ただ、やはり予算としてもそれ以上負担を指定管理料なりに含めると、指定管理者の持っている予算がすぐなくなるとかありますので、やっぱり50万円を超えた部分は町と協議しながら、必要に応じて町の予算の中でしていくということが必要ではないかなと考えておりますので、今のところ50万円というところでの判断の中で動いていただければというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

先ほど栗野議員が審査の評価項目について詳しく聞かれましたけど、所管ではありません

ので1点。

これは20点ずつを均等に評価の点数にしてありますけど、例えば、民間ではありませんから収益はどれだけ上がったというのは単純には言いませんけれども、例えば、大ホールでも、この企画のときはこれだけ多くの町民の人が参加したと。やっぱりそれというのは評価すべきことだと思いますし、それから、そういう点でいくと、やっぱり初めての指定管理ではなく、継続ではなく、新たにまた今回から5年というふうになると、過去をチャラにはできませんけど、過去をやっぱり比較しますよね。ああ、こういう形でこれだったけど、この企画はどうだろうかという判断基準にはなると思うので、この20点ずつの均等な割り振りじゃなくて、やっぱりここをもっと中心的に評価して、ここで指定管理というのを評価しようというような考えというのはありませんか。

今回は一応これでしていますけど、今後、そういうところでの見方、一律これを判断しようというようなこういう点数の割り振りで、今回、70.8点でしたからここにしましたという考えで進めますか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

公共施設を指定管理で委託する場合に、大事なのは、やはり安定的に運営をしていただくというのも、きちっと予算の中で運営していただくのも一つ大きな柱でありますし、それと、住民の利用の満足度を上げるというのも、やはり大きな柱にはなってくるかと思いますので、この審査をする中でも、やはり管理の部分というのは、会社の組織の部分はあると思いますけれども、そう大きく変わることはなかったりとかしますし、じゃ、新たな提案、こういったことで運営をしながらより利用者の満足度を上げる、新たな事業をやるとか、そういったところはそれぞれ特色が出るところではあるので、ただ、それで十分、その中で配点というか、判断はできていると思っていますので、やはりそれぞれにここで配点している部分は大事な部分としての配点をさせていただいておと思うので、提案の中身で十分差がつくようにはなっていると思っていますので、この配点で現在のところは考えております。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第43号に対する質疑を終結します。

日程第10 議案第44号

○議長（品川義則君）

日程第10. 議案第44号 基山町体育施設の指定管理者の指定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。栗野議員。

○4番（栗野久明君）

今回は体育施設ということで、指定管理者が点検する部分というのは、大きく選定の手順は変わらないと思うんですけども、特に体育施設ということで、スポーツの関係になってきますし、町民の健康を維持する施設としては大変重要なものですので、そういった意味の中では、やっぱり町民の満足度ですか、それを図るには、いろんな独自でやっておる企画ですね、161ページでちょっとありましたけど、自主事業参加、参加者の数をとって満足度という、事業者のほうからの書類ですけども、一つ大事なファクターになるのかなと思っています。そういったことで、いわゆる同じように過去5年間にはどうだったのか、町民の満足度というのは、業者の評価もありますけれども、数はどっちがやっても、基山町の例えば執行部のほうでとっても同じ数ですから、同じ評価で出てくると思いますが、町民の声とかそこら辺、要するに、過去5年間の評価というのを、何か執行部のほうとしてはチェックをされていますでしょうか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

体育施設ですね、今回、これは今の指定管理者のほうは、提案書の中にもありましたけれども、やはり実績としては、かなりの実績を残していただいているというのは十分町としても評価するところでございます。

特に自主事業については、新たな自主事業としていろんな教室を開いていただいて、そこに参加者の人数を大きく上げてきているというのもありましたので、そこは現状としては評価をしているところでございます。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

ここではまた目標値を上げて、満足度は96%まで持っていきたいというような前向きな提案がされていますし、いいのかなと思うんですけども、一番逆に心配する面は、まず継続することによって、あそこ何かあるのかなというふうな感じで町民から見られると困るなというのが1つあるのと、逆に言えば、私からすると、変わる場合において、今まで培った自主事業が業者が変わったことによってなくなってしまうと。そっちのほうがちっと怖いなというも思っておるんですけども、今回継続されるということであれば、きっちり評価して町民が納得するような形で説明できれば当然いいわけですから、そういった評価の仕方をしてほしいなと思いますし、あと、今後またこれで審議で採択されれば5年間やるわけですけども、その企画力。今までのやつはわかります。さらに上げるためには、上げるための企画力をどう判断されてあるか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

まず、現状の実績としては、自主事業の参加者が当初に比べて8.4倍ぐらいにふえたというのは把握をしておりますし、利用者も107%に伸ばしてきているということでございます。また、トレーニング室も町でもいろいろと議会のほうにもお願いして新しい機械を購入したところですけども、やはりどうしても購入に間に合わない場合は、一時的に自分のところのマシンというか、機械を持っていきながら、利用者の方の利便性の向上を図るとか、それは企業としてのそういうのを動かしながらやっていくことであると思いますので、その点は私どもも評価しているところでございます。

やはり現状として、実績とか満足度が下がっているのであれば新しい選択も出てくると思いますけれども、現状でも右肩上がりに上がってきている状況では、町としても十分評価、その点は今回の選定の中でも十分考えながら、なおさらこれからの5年間のことの、それを踏まえた上で、さらにステップアップをするという提案というのは十分評価しているところでございます。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第44号に対する質疑を終結します。

日程第11 議案第45号

○議長（品川義則君）

日程第11. 議案第45号 平成30年度基山町一般会計補正予算（第5号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の17ページをお開きください。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

18ページ、第1表 歳入歳出予算補正、歳入の部分です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

19ページ、歳出、20ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

21ページ、第2表 地方債補正について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

次に、事項別明細書に入ります。

3ページをお開きください。

歳入11款1項1目からです。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

11款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

13款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

13款2項1目、4目、6目、8目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

13款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

14款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

14款2項1目、2目、3目、4目、6目、8目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

14款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

15款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

16款1項3目、5目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

17款1項2目、10目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

19款5項3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

20款1項2目。重松議員。

○9番（重松一徳君）

ちょっと所管ですけれども、基本的なところを聞きますけれども、これは農林地崩壊防止事業の関係で町債が組まれていますね。先ほど第1表でやりました部分ですけれども、これが何で消防債になるのかというのが私はわからないんですね。これは災害復旧事業債だったらわかるんですね、実際に災害が起きていますから。消防債になれば、今から災害が発生する可能性があるとか、そういうところに対してこの消防債というのは使うんですけれども、これは災害復旧事業債でなければならないんじゃないんですか。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

現在の農林地崩壊防止事業で、これに対して起債ができるメニューといたしましては、これは起債のメニュー上のお話ですけれども、災害復旧事業債ではなく防災対策事業債の中の15ページの説明に記載しております自然災害防止事業、こちらのメニューを使うということになっております。これまでも自然災害防止事業債というのは2目の消防債の中で計上させてきていただいておりますので、今回もこちらのほうに計上をお願いしているところでございます。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

それこそ7月の豪雨で被災したところで、9月議会でもこれは町債を組んだんですね。しかし、そのときには災害復旧事業債でしたと思うんですよ。同じ自然災害で発生した部分で、なぜこういうふうに分かれるんですか。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

ベースが、これは農林地崩壊防止事業ということで、今回は実際壊れたところの復旧に充てるような事業になるんですけれども、このメニュー上は、例えば、災害前、壊れていなくても、例えば、メニューでいうと急傾斜地の崩壊を防止するような事業にも使える事業です。

ので、ただ、今回は、もともとはそういう崩壊を防止する事業なんですけれども、この制度については、実際、災害で壊れたところの復旧にも使えるというメニューの補助事業を使いますので、9月にお願いをした災害復旧事業、災害復旧事業債とは別のメニューで取り組むということになります。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。重松議員。

○9番（重松一徳君）

私、なぜこういうふうになるのかなと思いつつながら、先ほど少し分担金の関係もありましたけれども、結局、今回被災しているところが宗教法人の土地になるんじゃないのかという、これは歳出でも出てきますから、また後でその場で答えてもらってもいいですけども、そういうふうなことが、こういうふうなメニューの使われ方になってくるんじゃないのかという心配とかあるんですけども、わからないから聞くんですけども、そういうのはないんですか。

例えば、今まで農地とか農業施設とか林地とかの7月の豪雨でした部分で、9月の補正上、災害復旧でしましたけれども、これじゃできないと。できないところの中に宗教法人の管理地が入るという部分での消防債での取り組み。これは私がただ単に間違っていますかね。そうじゃないと。そこを説明してください。そうしないと、どうしても後から出てくる部分で、後の法人の土地なのか個人の土地なのか、どういう土地に今回こういう災害復旧をするのかというのが関連してきますからね。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

この事業は所有者が云々じゃなくて、9月に主に上げました国庫を伴うような災害復旧事業には乗らない事業なんですけれども、この農林地崩壊防止事業というものを活用することによって、補助をいただく形で事業実施ができますので、それで取り組む事業でございます。所有者が個人だとか法人だとか、そういうことは判断基準にはこれは入ってはおりません。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

歳出に入ります。

1 款 1 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2 款 1 項 1 目、2 目、3 目、4 目、5 目まで。18ページまでです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

19ページ、5 目の残りとも 6 目から15目まで。20ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2 款 2 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2 款 3 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

3 款 1 項 1 目、2 目、4 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

3 款 1 項 6 目、24ページです。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

3 款 2 項 1 目、2 目、3 目、26ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

4 款 1 項 1 目、2 目、3 目、4 目。松石信男議員。

○12番（松石信男君）

うちの所管ではないので、お聞きいたします。

4款1項1目7節の賃金ですね、臨時雇賃金244万7,000円減額と。私の理解では、応募がなかったと、採用できなかったというふうな理解をしているんですけど、ちょっと説明してください。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

7節の賃金でございますけれども、子育て世代包括支援センターを保健センターのほうに設置いたしまして、それに対しまして、保健師の募集を行ったところでございますけれども、応募のほうがなかったのもので、今回、減額というところでお願いしているところでございます。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

応募がなかったと。しかし、事業をやる上で私は必要だということで予算を計上されたと思うんですね。であれば、削っただけで仕方ないということで、12月補正ではそれですにしても、今後どのようにされるのでしょうか。このまま仕方ないということで事業を進めるという形になるんですか。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

全額を減額したというわけではございません。まだ募集のほうは随時行っていますので、12月時点では採用されておられませんけれども、まだ募集をかけていますので、1月からの予算のほうは残しております。

現状としまして、支援センターのほうは開設しておりますので、うちの職員の保健センターのほうにも保健師はおりますので、今のところ、それに対応しているというところでございます。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

6 款 1 項 1 目、2 目、3 目、5 目。重松議員。

○ 9 番（重松一徳君）

6 款 1 項 3 目、今回、農産物加工施設に関する部分が補正されました。

資料を出してもらっております。追加資料になりますが、5 ページ、6 ページの農産物加工施設に関する経緯について説明してもらっております。その中で、平成30年4月には、最終的にちぎりの里は高齢化による後継者がいないため農産物加工施設の運営はできないとの最終判断をされたというふうに書いてあります。その後、5月からずっと10月まで町長も九州農政局のほうに足を運ばれたりする中で、今後どうしていくのかというのを検討させて、11月に最終的に九州農政局と北園部地区活性化計画の取り下げについて手続中だというふうに書かれております。

先ほどの議会の中でも少し北園部地区の活性化基本計画については、今後これについてはまた計画を含め進めていくんだというふうなことでありましたけれども、1 点は、こういう経緯の中で、どのようにしていくのかと。そして、今回は 1 回取り下げたけれども、町長の発言としては、来年度また機会があれば、これはもう一度上京してでも取り組めるように九州農政局のほうにも足を運びたいんだというのを言われました。

一つは、今後この計画をどのようにするのかというのを説明してください。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

場所的には、やっぱり園部というのはすごく新しい農業を、今既に観光農園であったり、いろんな取り組みがあそこは今あるので、あそこを拠点にもうちょっと広い範囲で何かできないかというのを、今後、町全体の農業者の方々と相談していきながら、勉強会から始めて、できたら12月中に1回そういう集まりをして、いろんなディスカッションをして、3月ぐらいまでにその辺のディスカッションを進めていきながら、来年度になってから動き出せたらいいなというふうな、そんな感じを持っています。

場所はやっぱり園部地区が一番いいのではないかなというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○ 9 番（重松一徳君）

この経緯の中で、平成29年10月に議会全員協議会で農産物加工施設の基本設計素案ということで説明を受けたわけですね。そのときに議会のほうで、私も少し申し上げたんですけれども、もともとこの計画が農産物加工施設といえども、例えば、直売所を兼ねるとか、そういうふうにして、加工だけでなくて販売も含めた併設的な建屋というのを私は本来頭の中では描いてきたんですね。ところが全く、加工になってくると。加工だけで、今現在ある農産物加工施設が古いからといって、それに特化するような新たな加工施設が本当に要るのかというのもいつか一般質問させてもらったこともありますけれども、やっぱり基本的な、こういう加工じゃなくて販売、直売も含めたところでの設計の見直しも私はもう一回すべきではないのかというのが第1点です。

それと、第2点は、場所の問題でもあるんですね。宗教法人の施設でもあるからという中で、別にそれは全然問題ないと、クリアできるんだというふうに前の課長は言われましたけれども、私はやっぱりいろんな問題が出てくると。そして、例えば、計画ですから、きちんと賃貸契約を結んですれば、あえてこういう宗教法人の土地——場所的には私も、そういう北園部だからどうかというわけじゃないんですよ。じゃなくて、例えば、民有地とかを新たにしたいほうが私はすっきりするんじゃないかという、この2点の考えを伺います。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず1点目は、加工場に限らず、さっきから言っているように、観光農園であったり、場合によっては農家レストランとか、農家カフェとか、そういったものも含めていろいろ考えることができるかなと思っています。

物販は、せっかく民間の施設があそこにしたばかりなので、余り物販のやつを前面に出すと、民間の施設、せっかく頑張っていたのがちょっと大変かなと思うので、余り物販でないところで、だけど、そういうレストランとかそういうことを広く考えていきたいなというふうに思っています。

それから、場所は、あそこがもともとこの話はちぎりの里の問題から発生してきた話で、ちぎりの里を今後どうするかということで考えてきた問題で、最後にちぎりの里がやらないという話になったのでこうなってしまうというふうに私自身は認識しておりますけれども、場所も、そういう意味でいうと、後でいろいろ聞きますと、あその場所は寿楽園の

方がゲートボールかグラウンドゴルフをよくやられているような場所だというふうに聞いておりますので、そういったところであえてやる必要ないなとも今思っていますので、場所も一旦全部白紙に戻して、ただ、場所だけは園部のどこかぐらいな感じで考えていくのがいいのではないかなというふうに思っておるところでございます。

○議長（品川義則君）

ほかに。松石信男議員。

○12番（松石信男君）

町長にお伺いしたいんですけど、私の理解が不十分だろうとは思いますが、経過はこういうふうに今回は残念ながらできないということで、ことしの4月に後継者がいないから無理だということで最終判断をされているわけですね。にもかかわらず、補助金、交付金の申請をされているというふうに私は見ているんですよ。私の理解が足らないので、その辺の経過。なぜそうなるのかなということで、私の質問が悪ければただしていただきたいんですが、普通はそういうふうにはならないだろうと思うんですが、どうですか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

最終判断されたというのは、多分、ちぎりの里がということなんでしょうと思いますが、私に上がってきたのは8月です。8月にちぎりの里が町長室に来られて、もうやりませんというお話が8月にありました。だから、判断されたというのは私がしたわけではなくて、ちぎりの里がそういうことを言ったということではないかと思います。この辺は、産業振興課長がこれをつくったので、ちょっと御説明してください。

○議長（品川義則君）

毛利産業振興課長。

○産業振興課長（毛利博司君）

今、松石信男議員の御質問でございますけれども、町長言われるとおり、さきに私たちが協議をさせていただいたとき、4月時点で事業者さんがそういうふうに判断をされております。

それと、8月に農政局のほうからの指導等もございまして、一応代表が6月に会っております。計画の決定と、あと、交付金の内示ですね。これを、内示等があった以上は、取り下

げを行うにしても、一応申請は必要というふうな指導がございましたので、そういった手続でさせていただいているところでございます。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

6款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

7款1項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

8款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

8款2項1目、2目。牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

2目の13節、委託料のところ、デジタルサイネージの整備業務委託料のところの御説明のときに、課長は街なみ案内サイン工事の組み替えであると。だから、1,600万円組んでいた分のこちらに組み替えなので、金額の増減はないということでしたけど、これは内容が変わって項目が委託料に変わったという単純なものなののでしょうか。それとも、当初1,600万円を考えていたサイン工事のほうに大きな変更があって、急遽このデジタルサイネージというものになったのか、その辺の説明を少ししてください。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まずはサイン事業ということで予算をいただいております。その後、内容の詰めを計画を行っていく中で、デジタルサイネージにつきましては、デジタル部分の設備を置くようなイメージで、そういったある程度のイメージができたところで、予算科目に当てますと業務

委託のほうになるのではないかというのが、そういった検討の中で出てまいりましたので、今回、そういう組みかえをさせていただいておりますので、サイン事業の中でさせていただくような形で考えております。

○議長（品川義則君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

では、当初の予定の中に組み込んでいて、もう少し具体的になったのでこっちになったということですよね。ということになると、デジタルサイネージ整備業務の中に、少し見たら、いろんなものを含んでいるんですよね。クラウドサービスとか設置に当たっては、よそのところにはですね。そういうものも含めてこの整備業務ということでの委託料になっているのでしょうか。それとも、もう設置のみで、中のそういうクラウドサービスみたいな新たなものは、また新たに予算として上がってくるのか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

目的自体は変わっておりませんので、一応サインで案内するというふうな、今回、駅通りですが、ここについては、イメージは画面でのデジタルでの御案内という部分ですので、内容については、そういった必要な設備とか全てを含んだ設置という考え方ですので、デジタルのみということではなくて、デジタルサイネージの部分全てを含んだところということで出させていただきます。

○議長（品川義則君）

課長、全てというのはどういう内容ですか。古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

デジタルサイネージを運用する必要な設備施設を構築するという内容でございます。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。（「はい。所管ですので」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

今説明ありましたデジタルサイネージですね、名前は全く片仮名でということかわかり

ません、私にとってはですね。よかったら日本語に訳して、案内板とかそういうふうにしていただかないと、何でもかんでも横文字がいいとは限らないと思うんですよね。やはりサイネージ、単語でやっぱり——それはいいです。だから、何でこれが道路新設改良費ですか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、この事業の目的としましては、町なかに人を誘導する、そして、公共施設、図書館なり基山町でも自慢ができる、そういった施設を構築しておりますので、そういったところに人の誘導を行うという中での、そういった誘導サインという考え方をしております。その結果によりまして、来訪者が町内の回遊ができる、来訪者がふえても対応できるという考え方として、あくまでも御案内の一部というところで、情報を提供するという形でさせていただいておりますので、こういう形でお願いをします。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

私が質問しているのはね、8款、土木費の道路橋梁費の中の2目、道路新設改良費という項目が今言われた、説明された事業に適正な科目なのかということ。それは財政当局が適正にされてありますが、道路新設事業費の科目でしょう。それを今説明されていた来客にわかりやすい案内板、これは2款の総務費の企画費とか、そういうPR費とかじゃないんですか。これが道路新設改良費というのは到底考えられませんけど。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

この事業は都市再生整備計画事業の中で採択をされた街なみ案内サインの整備事業ということで取り組むものでございます。この事業自体は、デジタルサイネージというネーミングをしていますけれども、物自体は基本的には道路標識、道路看板と同じものでございます。それがデジタルになっているだけ。要は、道路を整備していく中で、標識看板の設置の費用はあくまでも道路の費用でございまして、そういう捉え方で8款のほうに計上させていただいております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

全く納得いきません。道路新設改良費というのは、新しい道路を町道として改良しますよと、そういう施策よ。百歩譲ってするならば、8款2項1目の道路維持費ですよ、私が譲ったとしても。道路新設改良費に、適正な科目設定をして適正な支出をしないと、私はほかにも、本当にこのごろ目につくようになったんです、適正な科目じゃない科目に。

後でもありますけど、基肄城跡保存整備の委員さんが災害復旧の科目に入っておったとか、そういうふうな、非常にその辺の不確定要素があるし、私はこの道路——これは委員会でもた審議されると思いますけど、道路新設改良費という、この費目を私はないがしろにしている科目と思います。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

その点、この予算については今年度の6月にまず予算を計上させていただいております。その中で、街なみ案内サインの整備事業という形で1,600万円を計上させていただいて、そのときにデジタルサイネージ型の案内板の標識を設置させていただくということで御承認をいただいています。

今回の補正については、その中で、1,600万円のうちの800万円をデジタルサイネージ分として委託をさせていただいたということでございますので、あくまでも事業としては、社交金を使った道路に関する街なみのサイン事業ということでございますので、8款のほうで組まさせていただいているところでございます。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員よろしいですか。

○10番（鳥飼勝美君）

それは、私は今の総務企画課長なりの発言、全くですね。結局、国の採択基準がそういう道路とかってあったとしても、基山町の財務会計の予算書の中では適正な費目に、私から言えば2款、総務費の企画費なりそういうところで何で建設課、言っては失礼ですけど、建設課はここ、何で道路新設改良費、費目を全然理解していないというか、ないがしろにした科

目設定をしてあると言わざるを得ないということだけ申し上げておきます。

○議長（品川義則君）

もう一回詳しい答弁をお願いします。答弁はよろしいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

8款3項1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

8款5項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

9款1項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款1項2目。末次議員。

○3番（末次 明君）

19節の小学生交通危険防止事業補助金、これは小学生のヘルメットの補助だと思いますが、対象の子どもを持つ保護者にきちんと伝達しなければなりませんけれども、どのような形での方法を考えてあるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

今回、小学生の交通危険防止事業ということでヘルメットの購入補助金を計上させていただいておりますけれども、この予算のほうを可決いただければ、この後に各学校のほうを通して保護者のほうに周知をしたり、広報やホームページ等も使って、なるべく早い段階で全体への周知をするということで考えております。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

その中には、当然これから小学校に入るわけですから、保育園なり幼稚園にもしなくちゃいけませんし、窓口というのをある程度一本化しないと、役場のほうも大変でしょうし保護者の方も大変だと思うんですが、そのあたりの取りまとめを学校等ですするというふうな予定はないんでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

申請については、ある程度学校のほうを通じて案内等を出すところもありますので、各学校単位で取りまとめをしていただくようなふうには考えております。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

そうすると、S Gマークといいますか、安全マークがありますよね。そのついた商品がきちっと最低でも各子どもたちには渡るということでいいんですかね。その辺の個人で買ってきたものじゃなくて、S Gマークの入った商品が最終的には購入できるんでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

済みません、資料のほうで、追加資料の8ページから交付要綱のほうをおつけしております。

この中で、補助金の交付対象ということで、安全性を重視しまして、第2条第2項のほうで、新品のもので一般財団法人製品安全協会が定めるS G基準に適合するものまたはそれに相当する安全基準を満たしているものという部分をつけておりますので、この部分は保証書なりで確認をさせていただきながら、対象というふうに判断していきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。重松議員。

○9番（重松一徳君）

所管ですので基本的なところだけ聞きます。

小学生の交通危険防止事業補助金もそうですけれども、質問には上がってきていなかったんですけれども、老人福祉費の免許証の自主返納にしてもそうですけれども、こういうふう
に補助事業を年度の途中でするのは、私はやっぱり問題があるかなと思うんですね。でき
たら年度当初からきちっと平成31年度の当初予算に入れて1年間通して補助をしていくとい
うふうにしないと、年度途中ですれば、その前に購入した人とかいろんな部分は、特にこ
ういうヘルメットなんかは物すごくおかしくなるんじゃないのかなと思いますけれども、今回、
この計画、補正を組むときに、この辺のことを配慮されて、年度途中で補助することをどう
なのかというのも検討されて、配慮されて出されているんですか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

今回のヘルメットの補助金については、今回、12月補正ということで上げさせていただ
いておりますけれども、今年度購入をされておる方ですね、平成30年度の購入分から対象と
するということで考えております。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

2つあって、1つは、交通安全については、とにかくなるべく一日でも早くできるんだっ
たらできたほうがいいんじゃないか、逆に言えば、この1月から3月の間に何か事故があっ
たりするのは嫌なのというのが、まずは一番大きいです。

それから、あとは年度当初からと言いながらも、実際、年度当初から始めたとしても、な
かなかスタートは年度当初からにならないので、3カ月ぐらい逆に言えば、そういう意味で
は周知期間も深めていくことによって、平成31年度から完璧なスタートができるというふう
な、そういう感じで庁内で話し合いをして、そういう形にしたところでございます。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款2項1目、2目です。37ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款2項3目、4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款3項1目、2目。久保山議員。

○5番（久保山義明君）

同じく交通危険防止事業補助金ですけれども、中学校の場合、これは11月26日にいただいた全協資料に、補助対象が町立中学校に在学する中学生になっていました。今回は、交付対象が「町内に住所を有し中学校に就学する生徒の保護者」というふうになっています。ということは、町立中学校に在学する生徒に限らないというふうにごく一部の時点で変更になったということよろしいですか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

はい。そのように考えていただいて結構です。

○議長（品川義則君）

ほかにごいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款4項1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款4項4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款5項1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

では、43ページ、11款1項1目、2目。栗野議員。

○4番（栗野久明君）

災害復旧に関しては、いろんなことで出ていますし、緊急性を要したりしていますので、一括してここで質問させていただきます。

災害復旧の場合は、当然国、県の補助金をいただいての復旧とか一般財源でやらなきゃいけない部分と振り分けがあると思います。また、施工している業者も基山町の業者だけで期間的にできるのかどうかというのもありますし、なるべく基山町の業者を使ってということをお願いしたいところでもあるんですが、そういった業者の実情と、それと、仕事量と、あと、そういったお金の絡みですね。そこら辺の調整というのはどこのほうでやられているのか、どちらのほうでそこを調整しているのか、お願いしたいと思います。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず災害でございますが、今、ちょうど今月が全て終わる部分になりまして、査定といいまして、管理部門が国土交通省または農林水産省と立ち会いをし、財務省のほうから派遣された査定官によりまして、今受けているところでございます。これが確定しました後に、国の予算配分等も、要は災害ですので、当初予定にはありませんので、補正予算での裁量を今されていると思っております。

そういったものが確定しまして、全て配分されるかどうかというのもありますので、通常は85%というルールがあります。これは変わるものですから、通常のルールということで、100%来ずに85%が1年目というような通常の考え方もございますので、そういったもののある程度見通しが立った中で、査定が終わりました中で、そういった業者さんの、要は持ち仕事等の調査、ヒアリング等を行いまして、当然、災害ですので緊急的に手当をしなきゃいけない部分は必要としてさせていただきますので、そういった国の制度的な内容の分割もございまして、その辺を検討しながら今後進めてまいりたいと思っております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○４番（栗野久明君）

地元業者さん、今回の災害対応ではなく、例えば、豪雪のときなんかは雪の除雪とか、災害で一番最初に動ける業者はやっぱり基山町の業者ということで、極力ヒアリングをされるということですから、それでいいんですけれども、疲弊しないように、長く延ばせる部分のある場所であれば、スケジュールをちょっと平坦にしても、一遍に仕事をして、それは当然こなしきれないということで、よその県外とか町外の業者を使わざるを得ないとか、それはやむを得ない部分もあるかと思いますが、ぜひともそういった調整をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（品川義則君）

答弁はよろしいですか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。重松議員。

○９番（重松一徳君）

今回、災害復旧費で時間外勤務手当が合わせれば600万円を超える金額で計上されています。補正ですから、今から先、1月、2月、3月って、これだけ職員が時間外勤務をしないと災害復旧はできないというふうな中身になっています。ずっとここ、職員の働き方というのが問題になってきている部分でもあるんですけれども、この600万円というのをすれば、今、少し問題になっていますが、職員が本当に過労死ラインを超えるんじゃないかと、月100時間を超えるんじゃないかというふうな心配をしているんですけれども、特にこれは建設課に大いに関係する部分ですけれども、どうにかしてこの災害復旧について職員の増をできないかというふうに思いますけれども、囑託とかいろんな部分も勘案しながらですけれども、正規職員だけじゃなくて、この辺何か考えはありますか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

災害が発生して公共災にしても農林災にしてもかなりの数が出ているということで、まず考えましたのが外注ですね。コンサルタントのほうに委託できないだろうかというところで、業者のほうにも建設課のほうでいろいろと当たっていただいたんですけれども、特に北部九州に関しても、どこの市町村にしても、今回、災害が多かったということで、なかなか受け手がないと。その中でも出せる分については出させていただいたというのが、まず最初の状

況です。

そういった中で、それから、もう後は職員で対応する方法しかないということで、当初は建設課の工務係を中心とした部分だけで対応しておりましたけれども、それでは到底、先ほど言われましたように長時間労働にもなりますので、そうした部分を考慮したときに、各それぞれの課に建設課の工務出身の職員もおりますので、そういった部分に時間外、それから、時間内でも協力できるときには協力をしていただくというような協業体制をとることとして、そういった部分も含めて、今回、時間外についてはやむを得ないということで計上させていただいたところです。

私どももやはり、当然仕事も達成することは当然のことでございますけれども、職員の健康管理には十分配慮しながらやっていかなければならないという考え方は十分に理解した中で、先ほど申し上げたように、職員全員が一丸となってやっていくというような体制づくりを強化していきたいというふうに考えています。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

あわせて、まだ役場では産業医制度が確立していないんですよね。だから、まず産業医制度を来春こそ、来年度当初からきちっと入れて、一定の残業時間を何カ月以上超えた人は産業医の受診を……（「今もやっている」と呼ぶ者あり）今やったそうです、今やり始めたんですけれども、ちょっと前まではやっていなかったんですよね。（「来ていないだけです」と呼ぶ者あり）完全に産業医が委託してこっちに来るの。（「いや」と呼ぶ者あり）だから、それじゃ本当の産業医にならないんだよ。行くというんだったらだめなので、来てもらって、ここの役場で管理職もあわせてヒアリングするというのが産業医制度の原則なので、それをやらない限りはだめなんですよ。希望者だけとか、もしくは行ける人は行くみたいな話になると、これはうまくいかないの、これは特に、あと、鬱系も全部ヒアリングをするということなので、大体1回来てもらおうと10人ぐらい受ける形になるんですよね、そういう残業が多い人と鬱の可能性があると、もしくは鬱で休んでいる人も来てもらおうというふうな、そういう制度を今、国が進んでやっていますので、それを早く役場にも入れたいというふうに思っているところでございます。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

審議途中ですけれども、午後１時まで休憩いたします。

～午後０時３分 休憩～

～午後１時 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

午前に引き続き、補正予算（第５号）の44ページ、11款２項１目から。松石健児議員。

○１番（松石健児君）

19節の負担金補助及び交付金の鹿児島本線近接のり面災害復旧事業負担金についてですけれども、これは資料の238ページに平成30年７月豪雨災害に伴う災害復旧費ということで、各災害箇所における積算等を出されておまして、これの５番目にこの金額が出ております。これは負担金ということでＪＲ側からの提示ということだと思いますけれども、この積算根拠はどういうふうになっているかということと、この金額が妥当かどうかということは町としてどういうふうに判断されているのでしょうか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

今回の事業費については概算費でお願いしております。というのも、ＪＲの施設については電車がとまった夜しか、また、協議者の許可がないと入れませんので、一応ＪＲとの協議の中で、緑化、今崩落をしてブルーシートで養生しておりますけれども、これが崩落をしないように復旧をいたしますので、緑化の復旧ということで現在概算をつくらせていただいております。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○１番（松石健児君）

ですから、それが妥当かどうかということと、例えば、林地の崩落防止事業に関しては１カ所で573万5,000円、あるいは６番の基肄城跡保存整備事業に関しては930万円、あそこは

J R内に入らなくちゃいけないというところと、夜間の作業等々あるんでしょうけど、のり面1カ所の部分ですね。それから比べると1,000万円というのは非常に高額なんじゃないかなと思いますけど、その辺の妥当性がいまいちよくこれではわからないということ。

それと、こののり面に関しては補助事業、補助費は補填することはできなかったんでしょうか、再度お願いいたします。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、ここにつきましては、この負担金の議決をいただいた中で、協定書を作成する前にそういった細かな調査とか、そういったものをJ Rとの協議の中で、どちらが行うかというのはまた協議であるんですが、通常J Rが敷地内を行われますので、そういったところで調査をし、通常の設計のような形をつくり上げてまして行います。私どもは、それを精査できる部分というのが、J Rの軌道の時期との絡みもありますので、そういった中で計算できる範囲で確認をさせていただいて、実際、予算の範囲で協定を結ばせていただくという形になります。

もう一つ、こちらについて補助事業を探したんですけれども、公園のような園路とか第三者以外の施設に、要は私どもの施設の中の部分についてはございますが、ここは緑地ということで、上は緑地のみでございますので、これの補助事業がございましたので、今回単独の事業ということでさせていただきます。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

概算でも構いませんので、積算根拠を提示できるのであれば資料請求したいんですけど、それはいかがでしょうか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

J Rのほうからいただく形になるんですが、ただ、J Rも協定を結ぶ前提でないとお出しただけませんので、その辺は私どものほうで精査をしっかりと、予算の範囲で出させて

いただくということでお願いをしたいと思います。

○議長（品川義則君）

ほかに。大久保議員。

○２番（大久保由美子君）

ここも復旧に向けて皆さん御尽力いただいているので、そのところでは申し上げませんが、こういう場所がＪＲの近接したところに、町の町有地がまだ危険性のあるものがあるのか、そこら辺の確認をどうされているかというところを質問します。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

ＪＲと沿ったところはほとんど、こういう大きい宅地はけやき台周辺になるんですけれども、そちらについては安定勾配、そういった問題ない形でできております。ただ、やはりこの前のような予想をはるかに超える豪雨になりますと、そういった今回起こったような崩落も一部出てまいりますので、一応、危険な箇所というのは、点検をした中では把握をしておりません。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○２番（大久保由美子君）

ちょっとそれを聞いて安心しましたが、これからも大きな災害はいつ起きるかわかりませんし、こうやって町の財源で１,０００万円という大きな金額だと思いますので、やはりこれからもＪＲとそこら辺の危険地域のことは御確認していただきたいと思います。答弁は結構です。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

１１款４項２目。重松議員。

○９番（重松一徳君）

ここは所管になりますけれども、やっぱり全体的に少し見直しておかなければならないか

なと思うんですけれども、基肄城跡保存整備委員会の委員報酬の組み替えですね。この組み替えは本当にこれでいいのかというのを全体的に確認をさせていただきたいと思いますけれども、もう一度、組み替えをした理由をお願いいたします。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

今回、基肄城跡保存整備委員会の報酬ということで、11款4項2目の1節のほうで上げさせていただいております。今回の災害復旧事業の中での委員会の開催ということで、災害復旧の費用の部分ということで11款のほうに予算計上させていただく、災害復旧に係る経費ということで、こちらに予算計上させていただいているところです。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

じゃ、逆に言うと、文化財保護費でそのままですること何の支障があるかという部分なんです。確かに、災害復旧に伴うという部分を言われましたけれども、それよりも私は、基肄城跡保存整備委員会がする仕事の中に、この災害の中でも、例えば礎石群の発掘調査とか、いろんな部分はかかわってくると思いますので、この保存委員会の一つの業務として災害のほうも見るんだと、復旧の災害も見るんだという形で、私はこの組み替えそのものをする必要はないというふうに思いますけれども、この辺の関係は整理されていますかね。例えば、委員会でのメンバーと会長の整理はされていますか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

今回、今後の災害復旧事業を行う上で保存整備委員会の意見を聞くということで災害復旧費のほうで上げさせていただいております。特にその予算項目について委員会の委員と確認をしたということはありません。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。（「あとは委員会です」と呼ぶ者あり）

牧菌議員。

○6番（牧園綾子君）

所管ではないので、1つお尋ねなんですけど、12節の役務費で資料をいただいているので大体のところはわかるんですが、7節の賃金の作業員賃金のところで発掘調査も含むというように説明のときに伺ってメモをしているんですが、こういう災害復旧のときにそういうような状況というのはあるんでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

作業員賃金の部分で今回、災害復旧工事を行う上で、単純に壊れた部分だけということではなくその周辺も含めたところでの工事という部分がありますので、特に山頂の部分でありますとか、あのあたりはその近辺に遺構がないとか、そういった部分の調査も必要になりますので、その調査をする部分も作業員賃金ということで上げさせていただいております。

○議長（品川義則君）

牧園議員。

○6番（牧園綾子君）

では、いただきました資料で237ページにあります、どの辺とかいう部分は、まだ撤去を試みないとわからないというような状況か、山頂部分とおっしゃいましたが、割と広範囲なんですけど、それを含めて作業員賃金どれぐらいというか、これを上げられた積算根拠という意味で、どれぐらいの人数をこれに割こうというような、具体的な内容がわかってこの賃金なんんでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

12節のほうの土砂等撤去手数料については、水門付近の河川から流木等が、あと、水門の石垣付近、それから、南側の部分にも堆積している部分がありますので、そういった部分の撤去手数料という形になります。作業員賃金の場合は、先ほど言いましたように山頂の部分とか、その他の部分、災害復旧を行う上で確認作業をするような部分がある程度換算して、人数と日数ということで計算をしているところです。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

13款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

14款1項1目、47ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第45号に対する質疑を終結します。——重松議員。

○9番（重松一徳君）

これはいつも聞くんですけど、49ページを見てください。職員の給与費明細書の関係ですけども、当初予算のときから聞いたりするんですけど、前回は152人の短時間勤務者が4人と。今回補正で3人ですね、これは短時間ではありません。常勤勤務者が3人ふえて155人に短時間が4人ですので、職員数、常勤ですと155人になります。この3人ふえた原因について説明してください。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

今回の予算で3人ふえている分については、1つは定住促進課の地域公共交通係のほうに再任用職員が常勤で入っております。その分が1名。それから、広報・情報管理室の室長が今年度いっぱい退職をする予定になっておりまして、今度は新たに後任も必要だろうということで募集をかけたいと思っておりますので、一月間については、引き継ぎも兼ねて3月から雇い入れるという分で1名。それから最後に、これは職員数の増減は伴わないんですが、出納室の会計係のほうに人事異動で、今病氣中のございますけれども、1名張りつけておりますので、その分の1名の3名分が今回の増加分でございます。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

では、ないようですので、議案第45号に対する質疑を終結します。

日程第12 議案第48号

○議長（品川義則君）

日程第12. 議案第48号 平成30年度基山町一般会計補正予算（第6号）を議題とし、本案に対する質疑をいいます。

追加議案書の1ページをお開きください。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2ページ、第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

3ページ、歳出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

4ページ、第2表 地方債補正。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

次に、事項別明細書に入ります。

3ページの歳入、13款2項4目から。重松議員。

○9番（重松一徳君）

これも所管は総務文教常任委員会になりますけれども、本来、教育長に聞くべきところですけれども、町長の政治施策が大いに関係する部分だろうと思いますので、町長のほうに伺います。

例えば、町長は必ず政策に対しては優先順位をつけるということでは言われています。普通教室へのエアコン設置については、これはいつかずっと町長が各地区を回って説明する子ども・子育てのときの優先順位があるんですね。しかし、特別教室のエアコン設置の優先順位等については、私は聞いたことがありません。そして、平成30年から平成34年までの実施計画、この中に普通教室以外の特別教室についてもエアコン設置については、基山小学校の1

階の会議室、そこに来年度つけるというのが実施計画に載っているだけです。それともう一つは、ここずっと小学校の区域への3校合同の会議、または町長が行った懇談会、こういう議事録なんかもあるわけですがけれども、その中で保護者や町民から特別教室にエアコンを設置してくれという要望は出ていませんでした。議会の中では一般質問等でありましたけれども、そういうのを私は見たことがありません。町長は、今回どうしてこういうふうの実施計画にも載っていない部分で特別教室にエアコン設置をしようというふうに決められたのかについて説明をお願いします。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

最初から中学校はもう既についていました。それから、小学校も予算要求した後、町長になっていますから、何で普通教室だけ予算要求しているんだと、後から特別教室につけようと思ったら大変で、国庫補助は絶対つかないぞと、だからそういうことをずっと言っていました。そして皆さんにも、普通教室に最初から要望書をつけとけばよかったですけど、普通を全部つけた後に特別をつけるというのは、非常に補助金はつかないんですよという説明をずっとしてきました。ところが、今回、例の熱中症で子どもが亡くなったので、やたら急に文科省がそこに甘く、いわゆる交付税も対応するみたいなことを言ったから、これはチャンスだと、ここでつけなければ来年以降は絶対つかないだろう、もしここでつかなかったら来年以降もつかないから、そこは最低限の教室から単費でやろうということを教育委員会と話して、そういう申請をさせていただいたところでございます。

そういう意味でいうと、今回の夏の暑さで子どもに不幸があったということのタイミングで、そこを切りかえたというふうに考えていただければと思います。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

なぜここをあえて聞くかというのと、やっぱり普通教室にエアコンを設置するときにも議論が少しいろいろあったわけですがけれども、きちっとそのときに優先順位をつけて書いておくべきと、そして実施計画に、先ほど町長は、いや、場合によっては単費でもしなければならんと思っていたというふうな考えだったら、それも私は載せておくべきだと。載っている

のは、基山小学校の1階の会議室にエアコンを平成31年度につけますよという部分しか、私は探したけれども、見ていない。

そしてもう一つは、確かに特別教室にエアコンを設置するというのは大変、私もそれは別に反対するわけじゃないんですね。しかし、保護者とか子どもたちに私もいろいろ聞いたりしよったんですけれども、案外、特別教室、特に基山小学校の特別教室は結構涼しいんですよ。そこにエアコンをつけて稼働させるとなれば、普通教室は全て多分稼働している状態になりますね。今、基山小学校にしても中学校にしてもそうですけれども、水道光熱費が上がっているんだというのが議会の中でも少し問題を取り上げたことがあるんですけれども、当然エアコンをつければ電気代は上がるんですね。その電気代を節約するような発想が学校の中にあれば、せっかくつけたエアコンが稼働しないんじゃないかと。逆に言えば、設定温度が高目にされていく可能性があるし、その辺がどうもうまくかみ合っていないんじゃないかという気が物すごくするんですね。

そういう中で、こういうふうに議会の途中で、これは補助金が割とついたからというのはわかりますよ。それはわかりますけれども、もう少しきちっと議論をして、保護者の方とかの意見も聞いて、そして、教育委員会の議論の中では多分8月ぐらいに、委員会の中でこれについては大事だから補助金がつかなくても求めていこうというのは私も議事録で確認しましたけれども、これはきちっとこの辺はもう少し議論を進めて、きちっとしたところで私はやるべきじゃないのかなという気が物すごくするんですけどね。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず、PTAの懇談会とかでは激しくこの意見は出ておりました。私が単費でもやると言ったのは、ことしの夏の例の事件があった以降の話でございます。それまでは、単費でもやるというふうなことは言っていないところでございます。そして、繰り返し言いますが、私をもっと前からおれば、中学校をやるときに、少なくとも特別教室もあわせて申請します。何で一般教室だけしか申請せんかというのがおかしい話ですよ。だから、そこは遠慮して申請したのか、そのほうが通りやすいと思ったのかわかりませんが、だから順番がそうなってしまっていたので、流れが非常に悪くはなっていたんですけどね。

ただ今回、不幸な事件があって、文科省が急に甘くなったので、この年だけだと思います。

また来年からは厳しくなると思いますので、簡単につかないと思いますので、このチャンスに、そこは臨機応変に対応していくのが行政の裁量権だと私は思っておりますので、それに従ってやったというふうに考えておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

17款 1 項10目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

20款 1 項 5 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

歳出に入ります。

10款 2 項 1 目、 2 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款 3 項 1 目。大山議員。

○11番（大山勝代君）

資料をいただいて、6 ページの若基小のところで確認と質問としますけれども、学習室がついていないところとついているところがあるんですね。これは増学級というかな、学級数がふえたときの対応だろうと思っておりますが、そうでしょうか。

それともう一つ、コスモス教室の①、②に今、エアコンはついていると思いますが、ここに網かけがないのはなぜですか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

若基小学校の部分で、追加議案の資料の 6 ページのほうをごらんいただきたいと思いますけれども、今、大山議員おっしゃったのが 2 階の 2 教室だと思いますが、ここは今後、教室

の増、それから、ふれあい学級の増が予想されますので、それに対応するために今回、特別教室じゃありませんけれども、要望のほうをしております。

それと、今回は学習室のエアコン設置ということになりますので、コスモス教室については今、学校の施設と別の考えで、こども課のほうで動いてありますので、実際、この2教室についてエアコンのほうは設置されておりますけれども、今回の図のほうからは省かせていただいております。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

そしたら、7ページ、10款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

14款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第48号に対する質疑を終結いたします。

日程第13 議案第46号

○議長（品川義則君）

日程第13. 議案第46号 平成30年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の22ページをお開きください。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

23ページ、第1表 歳入歳出予算補正の歳入の部分。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

24ページ、歳出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

次に、事項別明細書に入ります。

3 ページをお開きください。

歳入、6 款 1 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

7 款 1 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

9 款 4 項 5 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

歳出に入ります。

1 款 1 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

3 款 1 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

3 款 2 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

3 款 3 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

7 款 1 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10 款 1 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

全般にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第46号に対する質疑を終結いたします。

日程第14 議案第47号

○議長（品川義則君）

日程第14. 議案第47号 平成30年度基山町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とし、
本案に対する質疑を行います。

議案書の25ページをお開きください。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

26ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

次に、補正予算書に関する説明書に入ります。

1ページをお開きください。

実施計画兼事項別明細書、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

支出ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

資本的収入及び支出の収入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

支出、8ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

9 ページ、予定キャッシュ・フロー計算書。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10ページ、給与費明細書。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

11ページ、損益計算書。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

13ページ、予定貸借対照表。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

全般にないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第47号に対する質疑を終結します。

日程第15 発議第2号

○議長（品川義則君）

日程第15. 発議第2号 基山町議会基本条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、発議第2号に対する質疑を終結します。

以上で質疑の全てを終結いたします。

日程第16 委員会付託

○議長（品川義則君）

日程第16. 委員会付託を議題とします。

ただいまから議案付託表を配付しますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

○議長（品川義則君）

ただいま議案付託表を配付しましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

お諮りします。会議規則第38条の規定により、今期定例会休会中の審査に付するため、議案付託表記載どおり、これを総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定しました。

本日の会議は以上をもって散会とします。

～午後 1 時32分 散会～